

制限付一般競争入札（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定により参加者の資格を定めて行う一般競争入札をいう。）を行うので、政令第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和8年6月19日

鳥取県知事 平井伸治

1 調達内容

(1) 調達物品の名称及び数量

日野川工業用水道事業無線通信機能付表示器購入 一式

(2) 調達物品の仕様

別添「無線通信機能付表示器購入仕様書」による。

(3) 納入期限

令和8年11月18日（水）まで。

(4) 納入場所

米子市八幡165 鳥取県企業局西部事務所

(5) 入札書の記載方法

入札者は、消費税額を含めた契約希望金額を入札書に記載すること。（消費税不課税、非課税のものを除く）。

また課税事業者にあつては、内訳として消費税及び地方消費税額を記載すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(3) 令和6年鳥取県告示第507号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有する者で、その業種区分が、医療・理化学機器類の計測機器に登録されているものであること。

(4) 鳥取県内に本店、支店、営業所又はその他の事業所（以下「県内事業所」という。）を有していること。ただし、県内事業所に従業員が常駐していることが確認できる場合に限る。

3 契約担当部局

鳥取県企業局経営企画課

4 入札手続等

(1) 入札の手続に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目271

鳥取県企業局経営企画課

電話 0857-26-7443

(2) 仕様に関する問合せ先

〒683-0012 鳥取県米子市八幡 165

鳥取県企業局西部事務所

電話 0859-26-0017

(3) 入札説明書等の交付方法

令和 8 年 6 月 19 日（金）から同年 7 月 6 日（月）までの間にインターネットの企業局ホームページ (<https://www.pref.tottori.lg.jp/kigyokyoku/>) から入手すること。

(4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第 2 項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、(1)の場所に送付すること。

なお、本件入札説明書 9（11）による再度入札を行う際応札意向のある者は、初回入札とは別に密封された 2 回目以降の入札書を同封すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

ア 入札日時

・持参により入札する場合、令和 8 年 7 月 7 日（火）午前 10 時 00 分。

・郵便等により入札する場合、令和 8 年 7 月 6 日（月）午後 5 時必着。

イ 開札日時

令和 8 年 7 月 7 日（火）午前 10 時 00 分

ウ 場所

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目 271

鳥取県企業局会議室（鳥取県庁第二庁舎 2 階）

5 入札参加者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) 本件入札に参加を希望する者にあつては、2 の入札参加資格に適合することを証明する書類を、4 の（1）の場所に令和 8 年 7 月 6 日（月）午後 5 時までに提出（郵送の場合必着）しなければならない。

(3) 入札者は、（2）の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

免除する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県企業局財務規程（昭和 38 年鳥取県企業管理規程第 8 号。以下「財務規程」という。）第 65 条の 4 に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、財務規程第 65 条の 5 の規定によりその例によることとされる鳥取県会計規則（昭和 39 年鳥取県規則第 11 号。以下「会計規則」という。）第 112 条第 4 項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び財務規程、本件公告又は入札説明書に違反した入札は無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

本件公告に示した調達を履行できると判断した入札者であって、財務規程第 65 条の 5 の規定によりその例によることとされる会計規則第 127 条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を、落札者とする。ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるときは、その者を落札者とせず、当該予定価格の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札したものを落札者とすることがある。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。